

東大和町(A街区)防災街区整備事業に係る都市計画素案の説明会

日 時：令和5年9月14日（木）午後7時から

場 所：寝屋川市立エスポール2階 第1講義室

開催者：寝屋川市 2軸化事業本部

【都市計画素案の種類】

- (1) 東部大阪都市計画 特定防災街区整備地区の決定（寝屋川市決定）
- (2) 東部大阪都市計画 防災街区整備事業の決定（寝屋川市決定）

【説明会の趣旨】

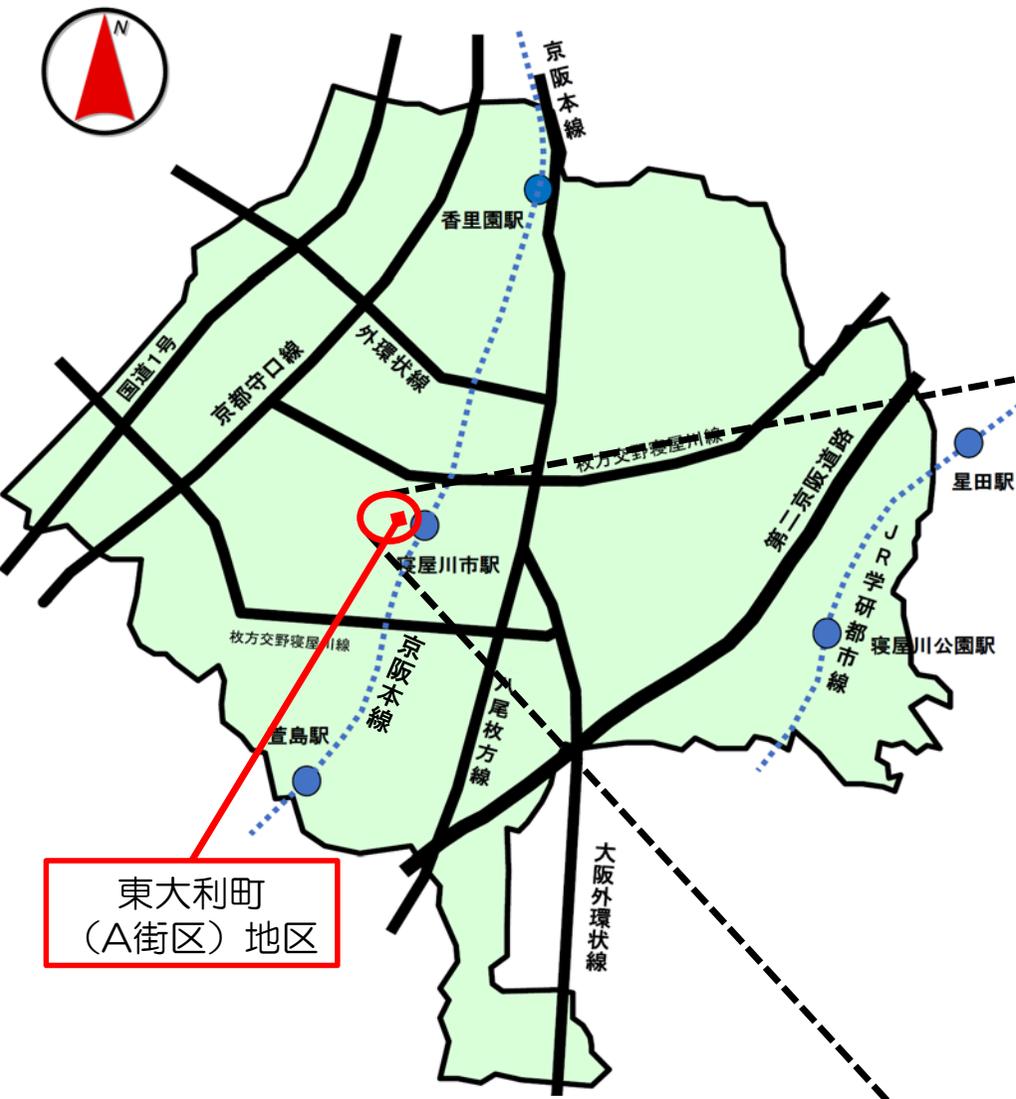
本日の説明会は、上記の都市計画決定を行うに当たり、皆さまからのご意見を伺うことを目的とする都市計画公聴会の開催に先立ち、都市計画素案の内容をご説明するものです。

『説明会におけるお願い』

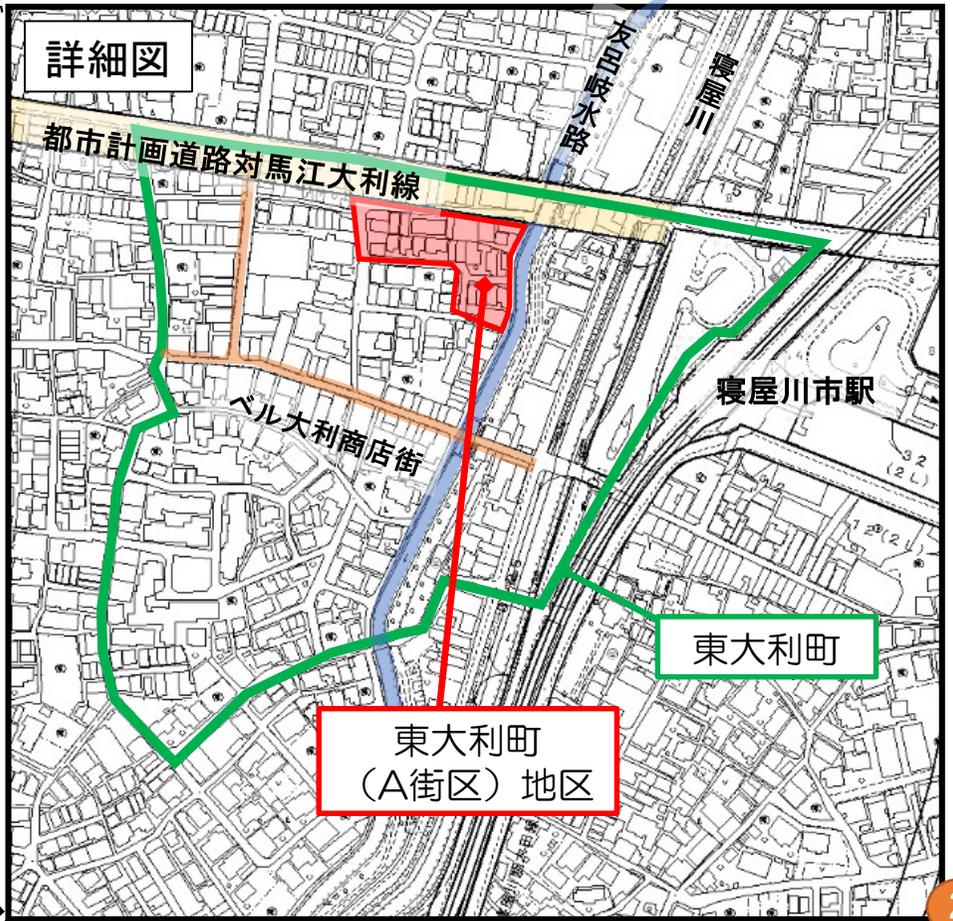
- (1) 次のような行為はおやめください。
 - ① 会場内での飲食、喫煙
 - ② 説明会を妨害するような発言等
 - ③ プラカード、横断幕、のぼり、旗及び拡声器などの持ち込み
- (2) 質問される場合は、挙手をお願いします。市から指名させていただきますので、お住いの町名とお名前を言っていただいてからご質問ください。

※留意事項をお守りいただけない場合は、会場からご退出をお願いする場合があります。

●東大和町(A街区)地区 位置図

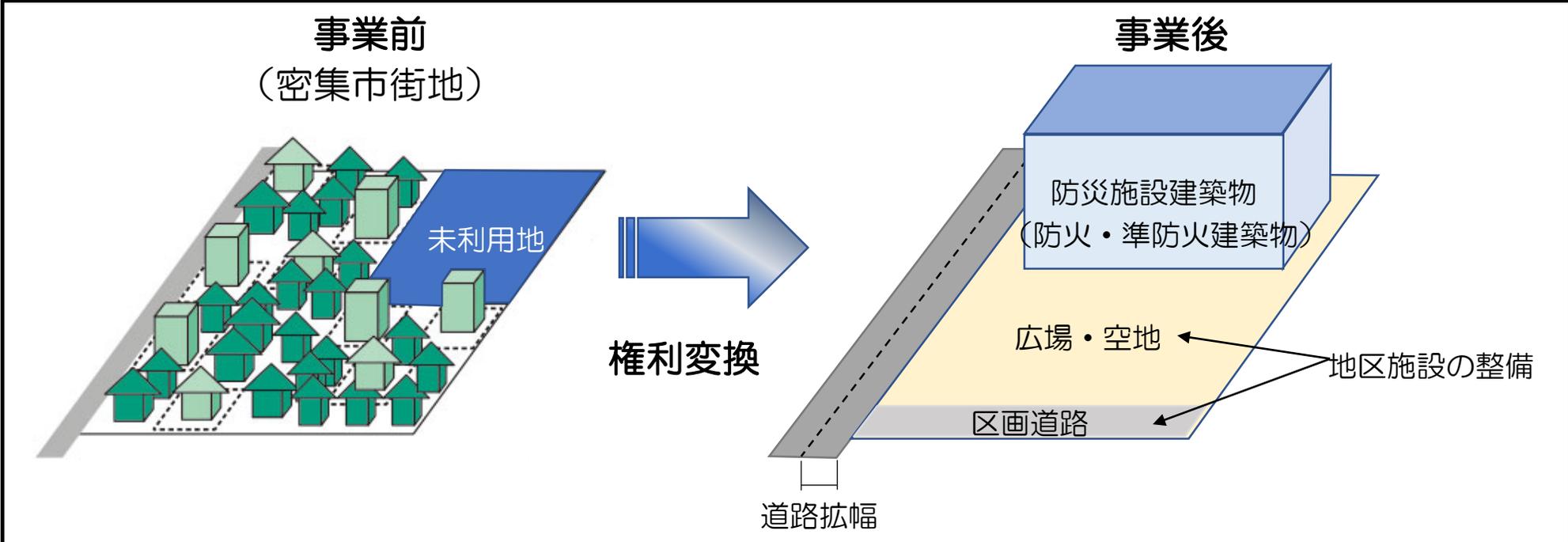


- 【東大和町 (A街区) 地区の区域】
- 寝屋川市東大和町地内
 - 京阪本線寝屋川市駅から西約200mに位置
 - 地区の北側は都市計画道路 対馬江大和線
 - 地区の東側は友呂岐水路
 - 区域面積は、約0.4ha



●防災街区整備事業とは

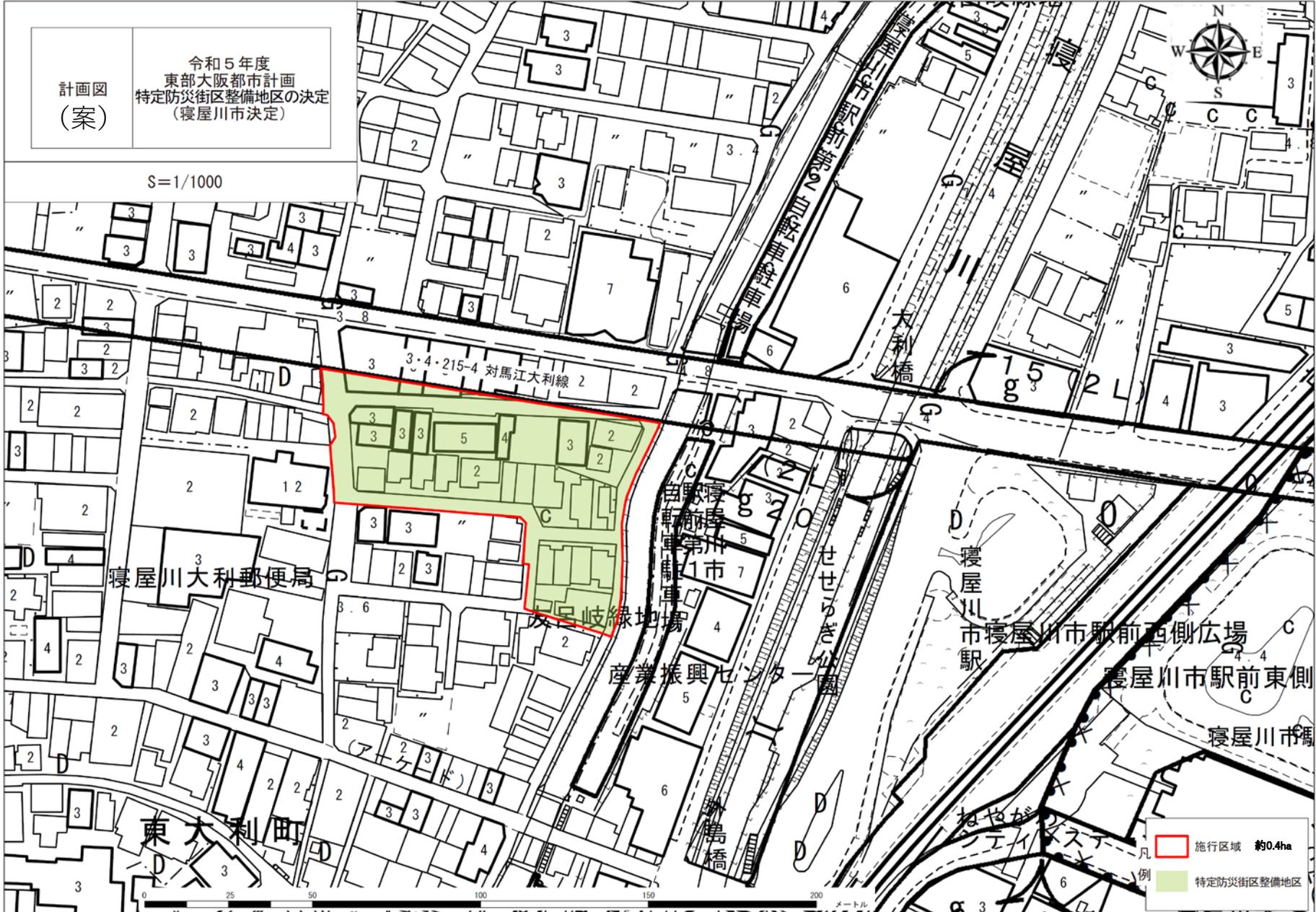
密集市街地において特定防災機能の確保と土地の健全な利用を図るため、建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、例外的に個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、**既存の建築物を除去し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行うもの**です。



- 狭隘道路、老朽建物、低未利用地などにより、緊急車両の通行や避難経路確保が困難。
- 火災などが発生した場合の延焼の危険性。

- 道路拡幅や区画道路整備により、避難や救助活動経路の確保。
- 耐火建築物等により、市街地の延焼遮断。
- 土地の合理的かつ健全な利用による住環境の改善。

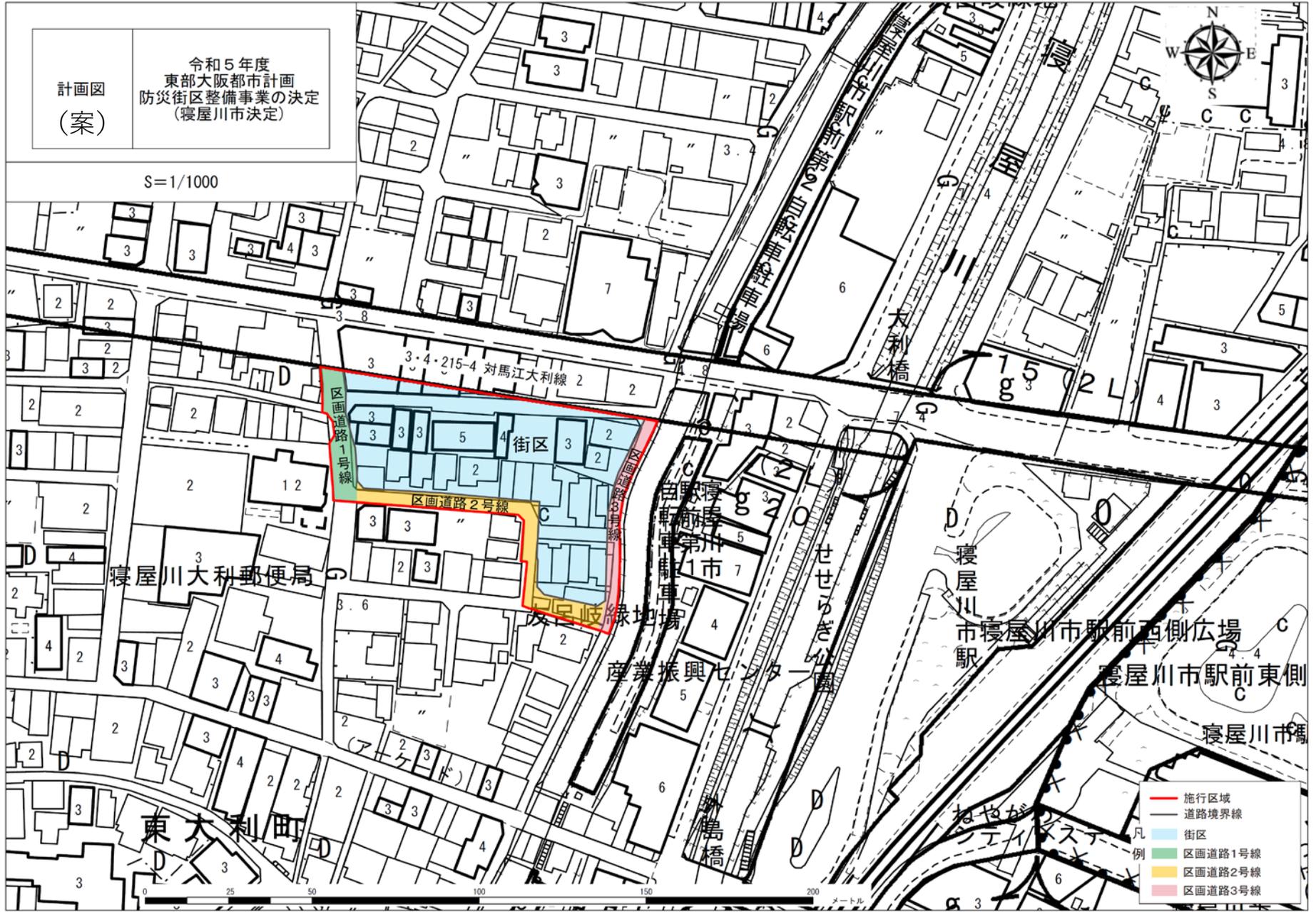
●特定防災街区整備地区の都市計画に定める区域



●特定防災街区整備地区の都市計画に定める事項

種 類	東大和町（A街区） 特定防災街区整備地区
位 置	寝屋川市東大和町地内
面 積	約 0.4 ha
建築物の敷地面積の 最低限度	100m ²
壁面の位置の制限	—
建築物の防災都市計画施設に面する部分の長さの敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度（間口率）	—
建築物の高さの最低限度	—

●防災街区整備事業の都市計画に定める区域



●防災街区整備事業の都市計画に定める事項

名称		東大利町（A街区）防災街区整備事業				
位置		寝屋川市東大利町地内				
面積		約 0.4 ha				
公共施設の 配置及び規模	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
		区画道路	1号線	4.35m~ 6.35m	約40.6m	—
		区画道路	2号線	4.35m	約101.0m	
		区画道路	3号線	4.35m	約64.1m	
防災施設建築物の 整備に関する計画		構造	高さ	配列		備考
		鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等による耐火建築物とする。	—	—		—
備考		特定防災街区整備地区内				

●今後のスケジュール（予定）

令和5年9月15日（金） ～9月25日（月）	公聴会告示（公述申出書・傍聴申出書受付） 公述申出書・傍聴申出書受付期限
令和5年10月12日（木）	公聴会（公述の申出があれば開催） （市立エスポアール2階 第1講義室 午後2時～）
令和5年11月上旬頃	都市計画原案作成・大阪府協議
令和5年12月頃 ～令和6年1月頃	都市計画原案の縦覧・意見書の提出
令和6年2月頃	都市計画審議会
令和6年3月頃	都市計画決定の告示

※今後、大阪府・関係機関協議及び関係権利者の合意形成等により変更になる場合があります。